

国営みちのく杜の湖畔公園事業計画の見直しを図り、  
負担金を削減することを求める意見書

国営みちのく杜の湖畔公園建設事業負担金は、都市公園法第 12 条の 4 第 1 項「都道府県が負担する費用のうち、その設置及び管理で当該都道府県の区域内の市町村を利するものについては当該設置及び管理により受益の限度において、当該市町村に対し、その設置及び費用の一部を負担させることができる。」の規定に基づいて、昭和 57 年 2 月に「国営釜房湖畔公園の設置に要する費用にかかる地方負担に関する協定書」を締結し、事業費負担として国 3 分の 2、県 3 分の 1（県 3 分の 2、市町村 3 分の 1）と決められた。

協定書は、5 年を経過することに見直しをすることになっており、これまで昭和 62 年、昭和 63 年、平成 4 年、平成 9 年に負担割合の見直しを行っている。

負担割合は、協定書締結の 7 市 15 町 1 村の利用予測（入込数）を算出し、全体の入込数に占める各市町村の比率（入込数率）に基づいて各自治体それぞれの負担割合が決められ、昭和 57 年以降、平成 16 年度まで負担している。

国の説明によると、今後、平成 25 年度まで負担が継続する計画になっているようであるが、今日、地方自治体は、長引く不況や国が責任を放棄する国庫負担金制度の削減、地方交付税の削減計画などにより、経費削減が余儀なくされている等、厳しい財政運営を行っていることを考えれば、国会及び政府におかれましては、国営みちのく杜の湖畔公園建設事業負担金の見直しを図り、負担金を削減することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 17 年 12 月 16 日

宮城県名取市議会議長 渡辺 至男

内閣総理大臣 殿  
衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
国土交通大臣 殿